

広島県告示第三百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十三年四月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道宇賀矢野線	府中市上下町矢多田字郷六三番八地先から 府中市上下町矢多田字郷八〇番八地先まで	平成二十三年三月三十一日